

●香川県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年6月6日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市山本町財田西字百々道 西下623番10地先から 三豊市山本町財田西字長瀬川 西1105番2地先まで	前	6.0～10.8	750	交通安全施設整備事業に よる歩道整備
	後	8.0～32.4	750	